

判決年月日	平成24年3月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）第10314号		
○特許無効審決について、相違点に係る判断に誤りがあり、本件特許発明は引用発明等から容易想到であるとはいえないとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「炭化方法」とする発明について、特許無効の審決を受けたことから、その審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、次のとおり判示し、審決を取り消した。すなわち、本件訂正発明における炭化方法は、炭化炉内への酸素の供給を抑制することにより、酸化を抑制して炭化する従来の炭化方法とは異なり、炭化炉内には酸素が供給されるものの、ベントナイトを含む無機質粘結材で原料を被覆した状態とし、主として原料のガス成分を燃焼させることによって原料の可燃物を炭化させるものであると認められる。そうすると、本件訂正発明における「原料の表面を該無機質粘結材で被覆し」における「被覆」とは、原料の表面の一部分に無機質粘結材が存在する程度では足りず、炭化炉内に酸素が供給された状態であっても酸化を抑制して炭化させることができる程度に原料の表面を覆うが、他方、原料に着火でき、原料のガス成分を燃焼できる程度を超えるほどには原料の表面を覆わないことを意味するものと解される。

これに対し、引用発明は、炭化した際の微粉化を避け、比較的そろった粒状物を得るため、水ガラス、でんぷんのり、ベントナイト等をバインダとして添加するものであり、微粉化が避けられる結果、収率の向上が図られるものと理解することができる。したがって、引用発明において、原料であるパルプ廃滓とベントナイト等のバインダが混練された結果、パルプ廃滓の表面にベントナイト等が一部存在しているとしても、ベントナイト等を用いてパルプ廃滓を被覆することにより、炭化炉内に酸素が供給された状態であっても酸化を抑制して炭化させることができる程度に原料の表面を覆っていると認めることはできない。引用発明は、脱水したパルプ廃滓の表面をベントナイト等で被覆しなくても酸化が抑制され炭化することができるものであり、本件訂正発明の炭化方法とは、その技術的意義を異にする。

したがって、本件訂正発明は、引用発明等から容易想到であるとした、審決の判断には誤りがある。